

家畜改良増殖制度の在り方に関する検討会開催要領

1. 趣 旨

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく我が国家畜改良増殖制度については、法制定以来、畜産経営者を始め関係機関の協力のもと、我が国畜産の振興及び畜産経営の改善のために有効に機能してきたところであるが、近年、家畜改良増殖技術の開発・進展は目覚ましく、これら新技術に対応したより効率的かつ効果的な家畜改良増殖制度が求められているところである。

また、改良増殖の担い手について見ると、近年の独立行政法人改革を始め、地方分権改革等、簡素で効率的な政府を実現するための改革が進められているところであり、こういった点からも、家畜改良増殖制度と国、都道府県、畜産関係者等の役割分担の再構築が求められているところである。

これらの情勢変化を踏まえて、生産局長の主催により、学識経験者、畜産関係団体、消費者等によって構成される検討会を開催し、新たな時代に対応した家畜改良増殖制度及び国、都道府県、畜産関係者等の役割分担の在り方を検討し、国内の畜産の持続的な発展に資するものとする。

2. 検討項目

- (1) 家畜改良増殖制度の現状と課題
- (2) 新たな時代に対応した家畜改良増殖制度等
- (3) その他家畜改良増殖制度に関すること

3. 検討会の組織

- (1) 「家畜改良増殖制度の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、委員の互選により選任する。座長代理は、検討会の承認を得て、委員のうちから座長が指名する。
- (4) 座長は、検討会の議事を運営する。座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

4. 運 営

- (1) 検討会は必要に応じ開催する。
- (2) 検討会は、必要に応じ関係者を出席させ、説明及び意見の聴取を行うことができる。

- (3) 検討会は公開とする。
- (4) 会議の資料は、会議終了後、ホームページにより公表するものとする。
- (5) 会議の議事概要については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームページにより公表するものとする。
- (6) (3) から (5) までにかかわらず、検討会の運営に著しい支障があると認められる場合等検討会が必要と判断したときは、会議を非公開とし、会議資料を非公表とすることができる。

5. その他

- (1) 検討会に関する庶務は、生産局畜産部畜産振興課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。